

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		高等学校授業料等の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市授業料等徴収条例
条 項		第 7 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課（電話：048-829-1673）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>授業料の減免</p> <p>(1) 在学中保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、授業料の納入が困難となった者</p> <p>(2) 在学中保護者が死亡し、又は長期の傷病にかかったため、授業料の納入が困難となった者</p> <p>(3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者又はこれに準ずる程度に困窮している世帯に属する者で授業料の納入が困難なもの</p> <p>進級料又は入学料の減免</p> <p>(1) 進級又は入学（転入学等を含む。以下同じ。）の許可をした日以前1年以内に保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、進級料又は入学料の納入が困難な者</p> <p>(2) 進級又は入学の許可をした日以前1年以内に保護者が死亡し、又は長期の傷病にかかったため、進級料又は入学料の納入が困難な者</p> <p>(3) 前項第3号に規定する世帯に属する者で進級料又は入学料の納入が困難なもの</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成31年3月29日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>進級料又は入学料：申請日から4月審査会または8月審査会までの期間</p> <p>授業料：申請日から審査会（6月、10月及び2月）のうち最も近い日までの期間</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成31年3月29日最終改正
備 考		